

# 長野県地方税滞納整理機構監査委員に関する条例

平成23年3月28日

長野県地方税滞納整理機構条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第202条の規定により、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期監査)

第2条 監査委員は、法第292条において準用する法第199条第4項の規定による定期監査を、毎年1回行い、その期日は、監査期日前10日前までに監査を受ける機関に通知しなければならない。

(例月出納検査)

第3条 監査委員は、法第292条において準用する法第235条の2第1項の規定による現金出納検査を、毎月25日から起算して5日以内に行わなければならない。ただし、休日又は特別の事情のあるときは、その期間を変更することができる。

(公表の方法)

第4条 監査委員が行う公表は、条例の公布の例により行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。